

事業概略書

福祉事務所未設置町村における都道府県との連携による
効果的な生活困窮者支援に関する調査研究

一般社団法人北海道総合研究調査会
(報告書A4版 84頁)

事業目的

日本では、今後も急速な人口減少と高齢化の進展が予想される。人口減少率は、人口規模が小さい自治体ほど高く、大都市と比較した場合、町村では人口減少による課題が早期に表面化することが考えられる。例えば、高齢化の進展とともに高齢単身世帯の割合も高まり、孤独死や認知症患者数の増加が見込まれている。

このように、住民の支援ニーズの顕在化が想定される一方で、人口減少と高齢化により地域福祉の担い手は減っていくものと考えられ、地域の住民互助による支え合いの機能も低下していく可能性がある。町村は、こうした状況を見据えて、住民の支援ニーズを早期に発見し、地域生活の中で支えていく体制を構築することが求められる。

福祉事務所未設置町村における生活困窮者自立支援制度の実施主体は都道府県となるものの、住民から生活困窮に関する相談があった場合、約7割の町村役場が一次的な窓口として対応し、約1割の町村が、役場での生活困窮者への相談窓口の必要性を感じている(注)。このように、福祉事務所が未設置であっても、自立相談支援機関に類似した対応を事実上実践している、もしくは取り組み意向のある町村は少なくないと思われ、そうした取組を都道府県が後押しすることで、都道府県(町村部)における自立相談支援機能の強化に繋がることが予想される。

そこで本調査研究では、「福祉事務所未設置町村」、「都道府県」双方に対し、生活困窮者への対応状況や連携状況、支援課題等に関して各種調査を行い、自立相談支援機関の窓口が存在しない町村が既に実践している一次的な相談窓口機能の取組把握を行った。また、都道府県が実際に対応し得る施策の検討も実施し、都道府県との連携による町村の効果的な生活困窮者支援のあり方を整理し、町村の生活困窮者支援体制構築の一助となることを目的として調査を実施した。

(注)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」((一社)北海道総合研究調査会(HIT)実施によるアンケート調査結果より)

事業概要

1. アンケート調査

町村における生活困窮者への対応の実態や取組実施上の課題、都道府県が実施している町村へのサポートと町村が都道府県に求めるサポートの対応状況等について把握するこ

とを目的として、「都道府県」、「福祉事務所未設置町村」双方を対象として郵送によるアンケート調査を実施した。回収状況は「都道府県」が40件（回収率88.9%）、「福祉事務所未設置町村」が490件（回収率55.9%）であった。

2. ヒアリング調査

アンケート調査結果を踏まえ、町村での生活困窮者への相談対応の実態と効果的な取り組み手法を把握するとともに、都道府県と町村との連携状況、都道府県が町村に対して行っているサポートの具体的な取り組みについて情報を収集することを目的として、都道府県と福祉事務所未設置町村を対象として8都府県8町村（計16自治体）に、訪問によるヒアリング調査を実施した。

3. 都道府県職員向けセミナーの開催

都道府県職員同士での意見交換を通じて、町村にて効果的な生活困窮者支援を実施するために都道府県が実施し得るサポートや、町村が担い得る一次相談窓口機能について考察し、町村の実状に応じた方策を検討する機会とすることを目的として、都道府県職員を対象としたセミナーを開催した。参加者は16都府県より計19名の参加であった。

4. 研究会の設置

有識者及び都道府県職員、町村職員、自立相談支援機関職員で構成する「『福祉事務所未設置町村における都道府県との連携による効果的な生活困窮者支援に関する調査研究』研究会」を開催し、調査の内容や進め方、全体のとりまとめに関する協議を行った。研究会は平成30年7月、10月、12月、平成31年3月の計4回開催した。

5. 報告書の作成

福祉事務所未設置町村における都道府県との連携による生活困窮者支援のあり方と都道府県に求められる役割を報告書にとりまとめた。また、福祉事務所未設置町村における今後の相談窓口の展開の参考となるよう、町村の一次相談対応についての事例も報告書内においてとりまとめた。

調査研究の過程

1. アンケート調査

①調査対象

1)都道府県アンケート：福祉事務所未設置町村を擁する都道府県（45都道府県※1）

2)町村アンケート：全国の福祉事務所の設置がない町村（877自治体※2）

（※1）全ての町村に福祉事務所を設置している広島県と島根県を除いた。

（※2）平成30年夏期の西日本豪雨にて特に被害が甚大であった7町は調査対象から除いた。

②調査方法

郵送によるアンケート調査。調査票の回答にあたっては電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

③調査期間

平成30年8月29日～平成30年9月21日

④回収状況

1)都道府県アンケート：40件（回収率：88.9%）

2)町村アンケート：490件（回収率：55.9%）

⑤調査内容

1)都道府県アンケート

- ・都道府県が把握している町村の生活困窮者支援の取組みについて
 - －独自に生活困窮者の相談対応を行っている町村の有無
 - －生活困窮者の対応を行っている町村の主な窓口、行っている対応の内容
- ・生活困窮者の対応を行ううえでの課題
 - －町村が抱えている課題として、都道府県が把握している内容
 - －都道府県として町村をサポートしていること、今後サポートを検討していること
- ・生活困窮者の相談窓口の設置について
 - －相談窓口のない町村において、生活困窮者に対応する身近な相談窓口を設置する必要性
- ・意見・要望
- ・町村の状況の把握方法
- ・都道府県職員向けセミナーへの参加意向

2)町村アンケート

- ・生活に困っている方からの相談受付に関すること
 - －生活に困っている方からの相談にどのように対応しているか
 - －生活に困っている方からの相談の内容、提供している支援の内容
 - －相談対応を行っている職員の人数、資格、所属部署の分野
- ・生活に困っている方への対応の課題について
 - －相談対応にあたっての課題、都道府県に支援して欲しいこと
- ・生活に困っている方へ対応する窓口について
 - －町村内の常設の窓口の設置有無、身近な相談窓口を町村内に設置する必要性
- ・意見・要望

2. ヒアリング調査

①調査対象

アンケート調査結果を踏まえ、町村での生活困窮者への相談対応の取組みと、都道府県による町村のサポートの取組みを把握するため、効果的な取組みを行っていると考えられる8都道府県8町村（計16自治体）を抽出した。

②調査方法

訪問によるヒアリング調査

③調査項目

1)都道府県ヒアリング

- ・町村における生活困窮者への対応について
 - －都道府県の事業実施体制
 - －把握している町村の取組み
 - －町村と都道府県設置の自立相談支援機関との連携
 - －生活困窮者自立支援制度以外の制度・社会資源の活用状況
- ・町村への支援内容・町村に期待する役割

- －都道府県実施のサポートの内容、町村と都道府県（本庁）との連携方法
- －町村の事業実施における課題、町村に期待する役割
- ・その他
 - －地域性などの特性について
 - －アンケートの個別集計調査結果（都道府県対象／町村対象）を踏まえた意見

2) 町村ヒアリング

- ・町村における生活にお困りの方への対応について
 - －対応の体制、相談件数等の状況、主な相談ニーズ
 - －取組内容、自立相談支援機関との連携方法
 - －生活困窮者自立支援制度以外の制度・町村内外の支援機関（社会資源）の活用状況
 - －取組実施上の課題
- ・町村が一次的な相談窓口機能を担い、生活困窮者支援を行った事例について
 - －相談者の主な属性、相談経路、支援に関わる機関・関係者、具体的な連携方法
 - －支援において町村、自立相談支援機関、都道府県が担う役割
 - －支援の課題（必要だと思う社会資源、都道府県や他機関からのサポート等）
- ・都道府県に期待する役割・支援内容
 - －都道府県や近隣自治体との連携、都道府県に期待する役割
- ・その他
 - －地域性などの特性について
 - －アンケートの個別集計調査結果（都道府県対象／町村対象）を踏まえた意見

3. 都道府県職員向けセミナーの開催

①開催概要

| | |
|-------|---|
| 日時 | 平成31年2月22日（金） 13:30～17:00 |
| 場所 | ビジョンセンター浜松町 E会議室 |
| プログラム | 1) 開会挨拶 2) 厚生労働省からの話題提供 3) 調査結果報告 4) ワークショップ形式による意見交換 5) 閉会 |

①参加者数

16都府県より計19名の参加があった。

4. 研究会の設置

有識者及び都道府県職員、町村職員、自立相談支援機関職員で構成する「『福祉事務所未設置町村における都道府県との連携による効果的な生活困窮者支援に関する調査研究』研究会」を開催し、調査の内容や進め方、全体のとりまとめに関する協議を行った。研究会は平成30年7月、10月、12月、平成31年3月の計4回開催した。

5. 報告書の作成

上記調査や研究会での協議を踏まえ、福祉事務所未設置町村における都道府県との連携

による生活困窮者支援のあり方と都道府県に求められる役割を報告書にとりまとめた。また、福祉事務所未設置町村における今後の相談窓口の展開の参考となるよう、町村の一次相談対応についての事例も報告書内においてとりまとめた。

事業結果

1. アンケート調査

1)都道府県アンケート、2)町村アンケートの主な調査結果は以下の通り。

■1)都道府県アンケート

- ・町村の生活困窮者への独自の取組を把握している都道府県は11都府県（27.5%）。その取組の主な窓口として都道府県が把握しているのは町村社協（76.8%）。
- ・都道府県が把握している町村の具体的な取組の内容については、自立相談支援機関の利用申込みの支援等、主に相談受付、つなぎに関すること。
- ・生活困窮者へ対応する町村への窓口設置については72.5%の都道府県が必要を感じている（「とても必要性を感じている（37.5%）」と「まあまあ必要性を感じている（35.0%）」の合計）

■2)町村アンケート

- ・町村にてどのように生活困窮者に対応しているか聞いたところ、「町村役場の生活保護相談窓口での対応」が約8割と最も多く、次いで「町村社協（地域包括支援センターを除く）」が約5割となっている。町村役場もしくは町村社協にて生活困窮者への対応を行っている町村が多い。
- ・生活困窮者からの相談について、町村役場で何らかの対応をしている町村に対し、具体的にどのような対応を行っているのかを尋ねたところ、多くの町村役場が本人の課題を聞き、関係課や関係機関へのつなぎを実施していた。一方、訪問による相談支援や食料支援、同行支援等就労支援やアウトリーチなど、個別的な対応を既に実施している町村も一定数存在している。

■都道府県アンケートと町村アンケートの比較

1)都道府県アンケートと2)福祉事務所未設置町村アンケートについて、双方の回答結果を比較できるよう、一部設問において、2種のアンケート間で対応する質問項目を設けた。2種のアンケートの比較の主な結果は次の通り。

【生活困窮者支援を行う上での課題】

都道府県には、町村が抱えている課題として都道府県として把握している内容を尋ね、町村には、実際に感じている課題について尋ねた。

<社会資源について>

- ・「地域の就労先が限られる」、「社会資源が不足している」について、都道府県の約7割が管轄町村の課題としてあげている。

- ・同項目は町村も同様に4~5割と高い割合で課題としてあげており、町村の社会資源が不足している状況については都道府県、町村の課題認識は概ね共通であった。

<人材確保・育成について>

- ・「専門スキル・ノウハウを持った人材を町村内外で確保することが困難」について、57.5%の都道府県が管轄町村の課題としてあげており、町村でも54.9%が実際の課題としてあげていた。
- ・「早期発見やアウトリーチの方法・体制が不十分」については57.5%の都道府県が管轄町村の課題としてあげている一方、町村では26.3%であった。
- ・支援スキルを持った人材の確保については都道府県、町村ともに共通の課題認識があるものの、アウトリーチについては、町村はあまり課題として認識していない状況である。アウトリーチについて、既に取り組を行っている町村も一定数あると考えられる一方、アウトリーチの必要性そのものについて、都道府県と町村の間に認識の差がある可能性が考えられる。

<その他>

- ・「自立相談支援機関が遠方のため利用しづらい」、「地域性として潜在的に問題があっても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい」等、地理的な条件や風土に関する課題認識について、都道府県ではそれぞれ47.5%、50.0%が課題と認識しているのに対し、町村ではそれぞれ16.5%、29.6%となっている。
- ・町村では、自立相談支援機関との距離については、課題として多くはあがっておらず、出張相談等が機能している可能性がある。
- ・相談に至りにくい風土についても、町村の課題認識は都道府県と比べて低い。
- ・町村では地域のつながり等が機能しているため相談に至りにくい風土等が課題として捉えられていない可能性もある一方、現に相談に至っていない生活困窮者の存そのものが認識されていない可能性も考えられる。

【生活困窮者支援を行う上での支援】

都道府県には、町村に対して行っているサポートを尋ね、町村には、都道府県に支援してほしいことについて尋ねた。

<都道府県が町村に対して行っているサポート>

- ・「自立相談支援機関が遠方のため利用（紹介）しづらい（35.0%）」ことへのサポートや、「自立相談支援機関につなぐかどうかの判断（27.5%）」、「町村役場内での連携や、生活に困っている方の相談対応の必要性に関する理解（32.5%）」へのサポートが多く実施されている。
- ・都道府県から町村へのサポート内容としては、自立相談支援機関の利用促進や町村内外での生活困窮者支援に関する理解促進等側面的な内容が多くあげられている。

<町村が都道府県に支援してほしい課題>

- ・町村が都道府県に支援して欲しいこととしては、「専門スキル・ノウハウを持った人

材を町村内外で確保すること」(29.6%)、「生活に困っている方への対応・相談支援スキル向上に向けた取り組み(25.9%)」、「社会資源が不足している(23.9%)」、「地域の就労先が限られる17.8%」等が多くあげられている。

- ・支援人材の確保や相談支援スキル向上のための取り組み、社会資源や就労先の開拓についてなど、住民からの相談に対応する際に必要となるような、直接的な取り組みへのサポートへのニーズが高い。

2. ヒアリング調査

ヒアリング調査にて把握した都道府県と町村のそれぞれの取り組みを整理したものは以下の通り。

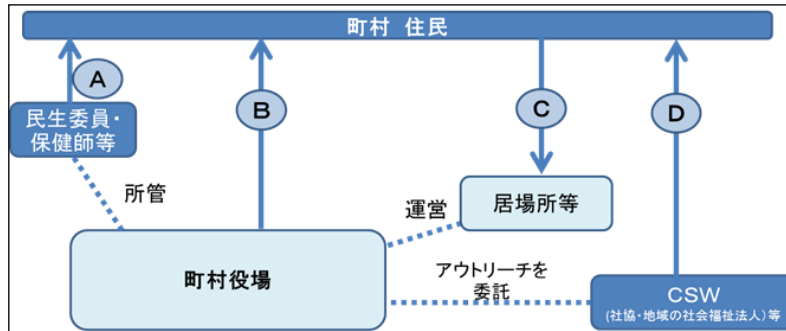
①都道府県の取り組み事例

| 取組概要 | 取組のねらいと効果 |
|---|--|
| 【鹿児島県】 ・振興局毎に情報共有・事業周知のための会議を開催 →参加者：都道府県の自立相談支援機関、市の自立相談支援機関、市役所、町村役場、市町村社協 | ・自治体ごとではなく、振興局単位で本事業に関わる担当者が集まることで、生活困窮者支援の地域全体での実施状況を参加者に認識してもらう ・議論が活発な地域では、独自の研修会を開催する動きにつながっている |
| 【兵庫県】 ・自立相談支援機関が開催主体となり事業実施状況の報告会を開催(年1回) →参加者：都道府県の自立相談支援機関(開催主体)、町村役場、町村社協 | ・町村役場職員等と具体的な支援事例を共有することで、参加者の制度理解を促し、連携のイメージの共有を図る |
| 【大阪府】 ・町村役場及び関係機関との連携を進めるための会議を開催(合同会議：年1回) →参加者：府各子ども家庭センター(主催)、府本庁、自立相談支援機関(委託先)、町村役場、町村の関係機関 ----- ・支援状況等の共有のため、委託事業者の会議に参加(相談支援員連絡会：月1回) →参加者：委託事業者(主任相談支援員、相談支援員、就労準備支援員、家計改善支援員等)、府本庁担当者 ----- ・府本庁担当者による町村も含めた全43市町村訪問を実施(年1回) | ・町村役場及び関係機関と事業の実施状況や支援状況の共有を図り、関係者が連携して生活困窮者支援に取り組む意識を醸成する ----- ・支援状況等を共有し、府と委託事業者との協働関係を構築するとともに、委託事業者に対して適切なバックアップを行う ----- ・府本庁担当者が町村役場を訪問して、事業の実施状況や課題等についてヒアリング・意見交換することにより、町村担当者が生活困窮者支援に取り組む意識の醸成、会議では発言しにくいような細やかな気づきや課題についての意見も収集することができる ・府本庁職員と町村役場担当者の顔の見える関係づくりが深まる |

②町村の取り組み事例

町村にて行われている生活困窮者への対応について、「1)町村のアウトリーチの取り組み」と「2)町村での相談対応の取り組み」に分け、それぞれの取り組みを類型化のうえ整理した。

1) 町村のアウトリーチの取組み



A: 民生委員・保健師等からの情報を集約

町村役場の担当課が民生委員や保健師の活動のとりまとめを担当している場合、民生委員や保健師が住民訪問により把握した生活困窮に関する情報を役場担当課と共有するという取組が行われていた。

B: 役場が直接住民を訪問

介護保険や生活保護等の制度を利用していない住民であっても、気にかかる住民がいる場合には訪問し、声かけを実施するなど、役場担当者が直接住民を訪問する取組みも行われていた。

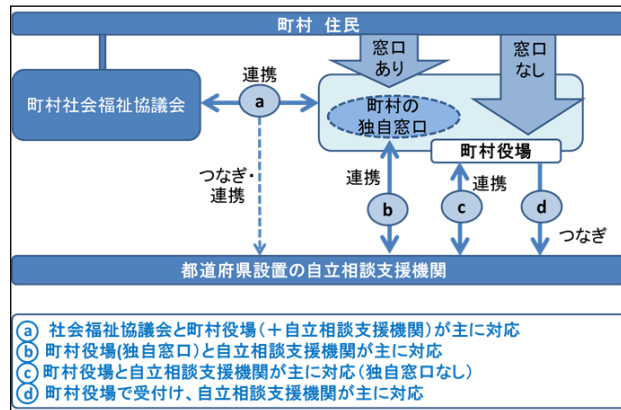
C: 役場が運営する居場所にて住民の困りごとを把握

町村の独自事業として対象を限定しない居場所を運営し、気にかかる住民がいる場合は居場所への参加を促すという取組みを実施している町村もあった。役場職員も居場所へ足を運ぶほか、運営ボランティアを通じて困窮に関する情報が把握される場合もある。

D: アウトリーチ(訪問)を委託

町村役場にて出張相談を実施している町村では、アウトリーチの体制強化を図るため、地域のCSWに住民の訪問を委託する取組みも実施されていた。

2) 町村での相談対応の取組み



a: 社会福祉協議会と町村役場(+自立相談支援機関)が主に対応

(取組みのポイント)

- ・町村役場の保健・福祉セクションと社会福祉協議会(以下、社協)が同じ建物内にある(距離が近い)
- ・住民から相談があった際は町村役場・社協にて一旦話を聞いている
- ・相談受付後、町村役場と社協にて、町村内で提供可能な支援はないか協議
- ・町村役場・社協の協議を経て必要に応じて自立相談支援機関につなぐ

b: 町村役場(独自窓口)と自立相談支援機関が主に対応

(取組みのポイント)

- ・町村役場が独自に設置している窓口にて相談受付
- ・独自窓口の支援の一環にて訪問による相談支援等を実施
- ・出張相談・アウトリーチの人材確保のため、社協や地域の社会福祉法人と連携
- ・窓口に専門人材を配置

c: 町村役場と自立相談支援機関が主に対応(独自窓口なし)

(取組みのポイント)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・町村役場独自の社会資源（居場所）を設置 ・町村役場職員の訪問による見守りを実施 ・町村支援調整会議にて自立相談支援機関と役割分担 |
| d: 町村役場で受付け、自立相談支援機関が主に対応 |
| (取組みのポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・町村役場と自立相談支援機関の物理的な距離が近い ・町村役場は相談受付、自立相談支援機関へのつなぎを主に実施 ・町村役場の各課がキャッチした生活困窮者の情報を担当課が集約し、相談受付のうえつなぎを実施 ・自立相談支援機関につないだ後、町村役場では主に見守りを実施 |

③都道府県と町村の役割について

- ・都道府県へのヒアリングでは、町村役場によっては生活困窮者支援に関わる機会が少なく、生活に困っている住民が地域内にいることへの認識が不足していることも課題としてあげられた。こうした課題に対応する取組みとして、自立相談支援機関の従事者向けの研修に町村職員の参加を呼びかけることや支援調整会議に町村職員にも出席してもらうなどの取組みが把握された。
- ・これに対し、町村へのヒアリングでは、支援調整会議に参加している町村役場職員より、関係機関と会議を重ねることによって双方の機関の役割や提供可能な支援の範囲等の理解が促進され、連携強化につながったとの意見が聞かれた。
- ・都道府県へのヒアリングでは、町村の生活困窮者支援の展開にあたり、町村だけでは実施が難しい広域的な調整を担うべく、就労訓練事業所の開拓のために自立相談支援機関職員と都道府県の本庁職員が共に事業所訪問を実施しているという取組みが聞かれた。
- ・これに対し、町村へのヒアリングでは、町村住民が就労準備支援事業を利用する際は、本人と事業所との顔合わせに自立相談支援機関とともに町村役場職員も同席し、その後自立相談支援機関より本人の状況についてフィードバックを受けるといった取組みが把握された。町村役場としては、こうした生活困窮者への支援プロセスや、地域の社会資源の具体的な支援提供内容を把握することで、住民の生活困窮が把握された際のつなぎのイメージが明確になると考えられる。
- ・このように、町村も生活困窮者支援に関わり、情報共有の場に参加することによって、町村役場、自立相談支援機関、都道府県が担うべき役割が明確になり、役割分担が進むことによって、それぞれが現在実施している業務の負担軽減につながる可能性もある。

3. 都道府県職員向けセミナーの開催

①意見交換

セミナーでは、都道府県が事業実施主体となる町村部の人口規模や離島の有無等の条件を基に、参加者を4グループに分け、ワークショップ形式による意見交換を実施した。意見交換（ワークショップ形式）では、町村の窓口設置を想定し、そのメリットと課題、課題への対応策について話し合った。主な意見は以下の通り。

【主な意見】

- ・全ての町村に一次窓口が必要というわけではなく、町村の自立相談支援機関の実施状況

(自立相談支援機関と町村役場との距離等)、人口規模等により、一次窓口の設置が有効と考えられる町村とそうでない町村がある。

- ・都道府県からの情報提供として、生活困窮者支援の具体的な事例などを共有することで、町村担当者の制度理解を促すことが必要である。
 - ・財政負担があるため町村への窓口設置について、内部の説得が難しい。
- 対応策案：役場にある既存の相談窓口を生活困窮の窓口としても機能させることで、財政負担を軽減できる可能性がある。
- ・町村によっては、自立相談支援機関に足を運びにくい、ベッドタウンで住民同士の関わり合いが希薄等の理由で、生活困窮者のニーズが埋もれているなどの課題がある。
- 対応策案：一次相談窓口の設置により、支援やアウトリーチを充実できる可能性がある。

②参加者アンケート

セミナーの参加者を対象としてアンケートを実施し、町村への一次相談窓口の設置の必要性について尋ねた。結果は以下の通り。

| 項目 | 回答者数 |
|--------------|------|
| 1. 必要だと思う | 6 |
| 2. 検討する | 9 |
| 3. 必要だとは思わない | 2 |
| 4. わからない | 2 |
| 合計 | 19 |

4. 調査結果のとりまとめ

1～3の調査結果を踏まえ、町村の効果的な生活困窮者支援展開のために、町村と都道府県との連携に求められることや都道府県（本庁の担当部署）に期待される取組みについて以下のようにとりまとめた。

①町村との連携について

1) 町村の状況の把握

- ・町村による生活困窮者への一次対応の取組み事例は「2. ヒアリング調査」に記載の通り、「1) 町村のアウトリーチの取組み」と「2) 町村での相談対応の取組み」に分けて整理した。町村のアウトリーチの取組みは、「A：民生委員・保健師等からの情報を集約」、「B：役場が直接住民を訪問」、「C：役場が運営する居場所にて住民の困りごとを把握」、「D：アウトリーチ（訪問）を委託」の4つのパターンに分類した。町村での相談対応の取組みについては「a：社会福祉協議会と町村役場（+自立相談支援機関）が主に対応」、「b：町村役場（独自窓口）と自立相談支援機関が主に対応」、「c：町村役場と自立相談支援機関が主に対応（独自窓口なし）」、「d：町村役場で受け、自立相談支援機関が主に対応」という取組みがみられた。このように、本調査では、町村による生活に困窮した住民への相談対応の取組みが把握された。
- ・しかし、こうした町村の取組みの実態を、今回調査した都道府県側では必ずしも把握し

きていないことがうかがえた。町村の支援実態や取組を都道府県が把握することが効果的な生活困窮者支援の展開に向けた初期のステップとなる。

- ・町村の状況把握のために都道府県が実施し得る取組みとしては、本庁と分所（振興局、支所、保健センター等）との情報共有に加え、本庁職員が町村役場を直接訪問することや、支援調整会議等、既存の生活困窮者支援の情報共有の場の活用があげられる。

2) 長期的な視点による町村の生活困窮者支援体制の検討

- ・アンケート調査では「町村内に窓口を設置する必要性を感じていない」と回答した町村は約5割であった。ただし、窓口不要と考える理由についての自由記入に着目すると、「自立相談支援機関と町村役場の距離が近く、自立相談支援機関での対応が可能」や「現状は相談が少ないため」などの回答が目立つ。
- ・現在は顕在化していない生活困窮者が地域にいる可能性は十分に考えられるため、都道府県としては、長期的な視点を持って町村の生活困窮者支援体制を検討し、将来的に住民の支援ニーズが表面化することを見据えた早期の支援体制の構築を行うことが必要である。

3) 町村を巻き込んだ生活困窮者支援の展開

- ・町村での生活困窮者支援に携わるそれぞれの機関や組織が互いの取組みや役割を把握しておくことにより、各機関が持っている社会資源の情報共有や役割分担が進むと期待される。
- ・具体的には、都道府県として各種研修や会議の場に町村役場職員の参加を促し、町村役場職員も含めて地域の生活困窮者支援の状況や支援事例を共有することにより、各機関が提供可能な支援内容等の相互理解を深める取組みの実施が考えられる。

4) 町村の一次窓口整備における予防的効果の整理

- ・住民に身近な町村で一次相談対応体制を整備することによって、相談ニーズのある住民の早期把握につながる可能性が高まる。状況が深刻化する前に支援につながることで、結果的に、町村及び都道府県の将来的な財政負担を軽減できる可能性も期待される。
- ・都道府県として町村の生活困窮者支援体制を検討するにあたっては、一次相談窓口設置による予防的効果を整理していくことも求められる。こうした予防的効果の整理にあたっては、具体的なケースの蓄積を行っていくことが現時点で都道府県が行い得る取組みである。

②生活困窮者支援体制の充実に向けた一次相談窓口の検討

1) 「福祉事務所未設置町村による相談事業」実施イメージについて

- ・都道府県との連携による町村の効果的な生活困窮者支援の実施方策の一つとして、町村への一次相談窓口の設置があげられる。
- ・町村への一次相談窓口の設置について、都道府県設置の自立相談支援機関へのつなぎや相談受付等、一次相談窓口として町村に求められる役割を整理し、専門資格を持たない者の配置の可能性も含めて、町村の状況に応じた人員配置の検討が求められる。

2) 町村の相談支援体制の検討

- ・ 町村の状況を把握したうえで町村の事情に合わせた個別的な相談支援体制の検討が求められる。具体的には、既存の窓口を活かした支援体制の構築や町村役場以外への窓口の設置等の取組みが考えられる。

3) 一次相談窓口の検討

- ・ 町村の状況に合わせた一次相談窓口の設置により、住民に身近な場所で早期かつ予防的な段階から生活に困窮している住民へのアプローチを実施することで、活用可能な支援メニューの選択肢は増えるものと考えられる。
- ・ 住民や地域の関係機関、町村役場等それぞれの状況やニーズ、実施している取組みを整理し、地域の状況に即した一次相談窓口設置の検討を行うにあたっては「福祉事務所未設置町村による相談事業」等の補助事業の活用も有効である。

事業実施機関

一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004

札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階

電話番号：011-222-366